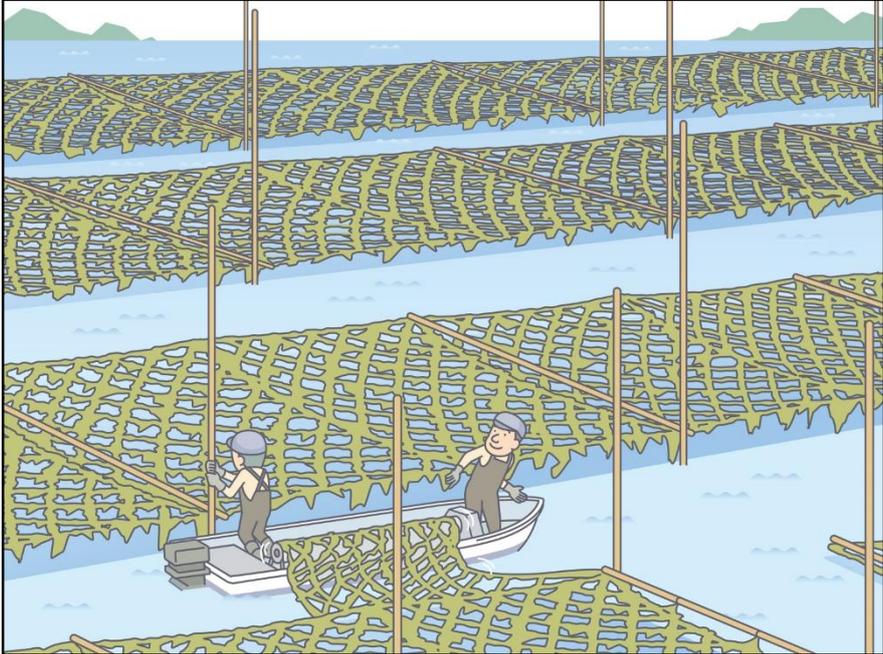


船舶事故調査報告書

令和7年5月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和6年4月14日 05時00分ごろ
発生場所	有明海北東部 筑後川沖灯標から真方位245° 2.4海里（M）付近 （概位 北緯33°05.1′ 東経130°18.8′）
事故の概要	漁船 ^{たいゆう} 大祐丸は、養殖施設の撤去作業中、作業員1人が転倒して重傷を負った。
事故調査の経過	令和6年4月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大祐丸、4.9トン SA3-17455（漁船登録番号）、個人所有 12.38m（Lr）×2.95m×0.73m、FRP ディーゼル機関、450kW（動力漁船登録票による）、 平成27年4月2日 （写真1 参照）
	
	写真1 本船の外観
乗組員等に関する情報	船長 47歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年8月29日 免許証交付日 令和3年5月27日 （令和8年8月28日まで有効）

	<p>作業員A 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年8月3日 免許証交付日 令和4年5月30日 (令和9年7月16日まで有効)</p> <p>作業員B 41歳 操縦免許なし</p>
死傷者等	重傷 1人(作業員B)
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮高 約2.0m、潮汐 下げ潮の中央期</p>
事故の経過	<p>本船は、船長、作業員A及び作業員Bほか作業員1人(以下「作業員C」という。)が乗り組み、養殖施設を撤去する目的で、有明海北東部ののり養殖施設に向け、令和6年4月14日04時00分ごろ佐賀県佐賀市広江漁港の定係地を出航した。</p> <p>船長の行うのり養殖は、長さが8～12m、直径が38～57mmの鋼製の支柱を、縦11列横6列に約3.5mの間隔で海底に差し込み、幅約2m、長さ約20mののり網20枚を各支柱に取り付けて行うものであった。(図1参照)</p>  <p>図1 のり養殖のイメージ図(水産庁HPより)</p> <p>本船は、のりの収穫を終えてのり網が撤去され、支柱だけが残された養殖施設に到着した後、作業員Aが操舵室で操船に当たり、船長が左舷船首部に設置した抜取機で支柱を抜き取り、作業員Cが支柱についたフジツボ等の貝類を除去する作業を始めた。</p> <p>船長は、頻度は高くないものの、支柱に泥が詰まっていた場合に海</p>

水ホースからの海水で洗い出す作業を、作業員Cの友人で見習いとして初めて乗船した作業員Bに指示し、甲板上を余り移動せず、走らないよう注意を与えた後、抜き取った支柱を操舵室の右舷側に積み上げた。

作業員Bは、支柱が20本ぐらい積み上がったものの、泥が詰まっていないので手持ち無沙汰となり、左舷側の作業の様子を見た後、右舷側に戻ろうと思い、足下を見ないまま歩き始めたところ、05時00分ごろ甲板上にあった海水ホースを踏んで足が滑り、仰向けに転倒し、積み上がった支柱の下に足先が入り、転倒した反動で跳ね上がった右足を支柱で強打した。(図2、写真2、写真3参照)

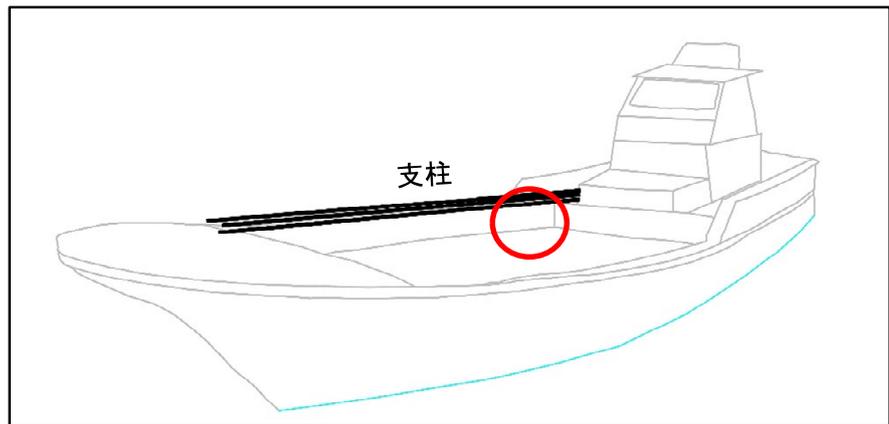


図2 本事故発生位置図



写真2 支柱



※本事故当時は船首尾方向に延ばされていた。

写真3 海水ホース

船長は、作業員Bの上げた声に気づき、転倒している作業員Bに状況を確認したところ、右足の脛すねの痛みを訴え動けずいたので、作業を中断して帰航することとし、帰航しながら救急車を要請した後、定係地に本船を係留した。

作業員Bは、05時24分ごろ到着した救急車により病院に搬送され、右脛骨腓骨骨折と診断されて入院した。

船長及び作業員Bは、警察署から連絡を受けた海上保安庁の職員により、調査を受けた。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

作業員Bは、本事故当時、カップの上下を着用し、長靴を履いてお

	り、救命胴衣を着用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、有明海北東部において養殖施設の支柱の撤去作業中、作業員Bが、甲板上にあった海水ホースを踏んで足を滑らせたことから、仰向けに転倒し、転倒した反動で跳ね上がった右足を支柱で強打して負傷したものと考えられる。 作業員Bは、自分に与えられた作業の頻度が低く、手持ち無沙汰となり、左舷側の作業の様子を見ようとしたことから、甲板上を移動したものと考えられる。 作業員Bは、本船の甲板上に海水ホースが置かれていたものの、甲板上を移動する際、足下を見ていなかったことから、海水ホースに気付かなかったものと考えられる。 作業員Bは、船長から作業指示を受けた際、甲板上をあまり移動せず、走らないよう注意を与えられていたものの、初めての乗船であったことから、注意が行き届かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が有明海北東部において養殖施設の支柱の撤去作業中、作業員Bが、足下を見ないまま甲板上を移動したため、甲板上にあった海水ホースを踏んで足を滑らせ、仰向けに転倒し、跳ね上がった右足を支柱で強打したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の乗組員は、甲板上を移動する場合、濡れている甲板上に置いてあるものなど、足下に注意して移動すること。 ・ 漁船の船長は、本船に初めて乗船する者がいた場合は、船上の危険について具体的に明示して注意を与えること。

付図1 事故発生場所概略図

